はじめに

欧州連合(EU)は、日本政府に対し、規制改革対話を通じて、継続的な規制改革プログラムに貢献することができる機会が与えらたことについて、今一度感謝の意を表する。EUは、自らが提出する提案が、総合規制改革会議(CCR)が今年の末に予定している答申に関する判断の基準としての役割を果たすとともに、日本政府が 2003 年 3 月に予定している次回の規制改革推進計画改定の際に、できるだけ多くの EU 提案が取り上げられることを希望する。

過去一年における日本経済の動きは、組織的な経済の構造改革および規制改革措置の必要性をより一層浮き彫りにした。財政政策と金融政策のいずれか、もしくはその両方、および為替政策による需要刺激に係る制約が、より明確に理解されるようになった。そのために、事業活動、企業家精神の発揮、日本経済の競争力を阻害している構造的および規制上の障壁に対処する必要性が、より顕著になっている。さらに中小企業の資金調達、情報化社会の発展、効率的な保健制度などの分野における状態を改善するための措置は、より包括的な経済全体の構造問題を解決することなくしては、成果を上げることができない。なかんずく、商環境の再活性化と、その包括的かつ組織的な実行が必要である。

この観点から、日本政府が銀行分野における不良債権問題処理により積極的に取り組む意向を最近発表したことを、歓迎する。

EU は日本同様 規制改革対話を、日欧双方の企業が日本市場で事業を行う際に直面する問題を協議し、その解決策を提案するための貴重なルートである。と考えている。2001年12月にブリュッセルで開催された日・EU 首脳協議において採択された共同アクション・プランは、経済・政治関係のさらなる強化を目指した一連の中期的な協力のための施策で構成されているが、そこでも規制改革対話をより効率的で効果的なものにする双方の取り組みが再確認された。EU と日本は、それぞれの作業を合理化し、優先的事項を明確にするための努力をすでに実行している。さらに今年は、外務省から初めて2001年10月のEU規制改革提案に対する書面による回答が提出された。(EU はすでに、日本の要請に対する回答を、口頭のみならず書面で行っている)。2001年12月および2002年7月に開催された日・EU 首脳協議において、小泉首相はEU企業による対日投資の拡大と、自国における構造改革努力の継続を求めた。このことは、日本における規制改革プロセスと日・EU 間の対話がより実り多いものになると期待できる根拠となった。

この点に鑑み、次の二つのことが言及に値するものと考える。

- まず、総合規制改革会議が、基本的には非概念的かつ区分的アプローチをとっていることに関する点である。同会議に課せられた役割は中心的で難しいものであるが、総合規制改革会議が包括的で一貫した改革の原則あるいはモデルに基づいて作業する必要性を見落さないことが肝要である。その際 日・EU 規制改革対話において協議される主要な項目の焦点が、即効性のある解決方法がほとんど存在しないことが明らかな 例えば透明性のような 制度に内在する問題に集まっていることを 念頭に置くことが重要なのである。EU は 総合規制改革委員会が、今年12月に答申をまとめる際に、企業家精神 起業 投資問題などに焦点を絞り、「規制改革特区」などの新しい発想をてことして最大限活用することにより、包括的で組織的な改革を進める意欲を新たにするよう希望する。
- 第2に、この状況を背景に、EU は規制改革対話を規制当局者間の協議を深める場として活用することを、特に希望している。その目的は、金融や電気通信など進化と(あるいは)革新が急速に進行している分野のみならず、食品の安全性のように強力かつ独立した規制枠組みの欠如が消費者の健康に悪い影響をもたらし得る分野について、規制のベスト・プラクティス(最適なあり方)のモデルを特定することである。従って、規制改革対話においては、過去の規制に起因する問題のみに焦点を当てるのではなく、顕在化しつつある規制上の課題に対応するためのベスト・プラクティスを協議することが必要である。

最後に、措置の実行が EU にとっての重大な関心事であることに変わりはない。日本の当局が実行もしくは計画している規制枠組みにおける改善を実現するためには日本政府の各省庁やその他の機関がその内容を完全かつ精力的に実行することを約束することが不可欠である。この観点から、欧州ビジネス協会(EBC)と日本の省庁との間で活発な対話がより頻繁に進んでいることを歓迎する。